

さとうきび生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まりました！

【ご注意ください】

これまで交付金を受け取っていた方も、
毎年、要件審査申請が必要です。

今年からさとうきびを新たに生産する方は、手続き方法などを
JA種子屋久各支所営農販売課に
お尋ねください！



申請期間は、7/1～9/30 です！申請はお忘れなく！！

免税事業者と課税事業者で単価が異なります

免税事業者・課税事業者の登録は、お間違いのないように確認した上で申請をしてください。

令和7年産単価は、

免税事業者 16,860 円/トン、課税事業者 16,010 円/トン

※糖度が13.1度以上14.3度以下のさとうきびに適用される単価

前々年(R5)	前年(R6)	当年(R7)
基準期間	特定期間(6カ月)	
課税売上高		
1,000万円以下	1,000万円以下	免税事業者
	1,000万円超	課税事業者
1,000万円超		

免税事業者は、2年前の課税売上が**1,000万円以下**の事業者のことです。
簡易課税事業者、適格請求書発行事業者は、課税事業者の単価が適用されます。



※詳細は、確定申告を行った税務署か税理士等にご確認ください。

申請内容の手続き方法などは、
各支所営農販売課にお尋ねください！

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211
alic 鹿児島事務所 099-226-4731



天秤座
9/23
～ 10/23

【全体運】勘違いから問題を起こさないよう留意して。悪意あるうわさには耳を貸さないようにしましょう。下旬から運気回復
【健康運】香りの良いお茶と音楽が味方。ゆったり過ごして
【幸運を呼ぶ食べ物】ピーマン

JA たねやく
2025・7

8